

令和7年度 保育所等利用申込案内



- * 令和7年4月入所受付期間
令和6年11月25日（月）～12月20日（金）
（土日祝除く）
- * 年度途中入所受付
入所希望月の前月15日を申込締切日として随時受付
- * 受付時間 8時30分～17時15分（12～13時を除く）

- | | |
|------------------|---------|
| 1. 保育施設について | ・・・P1 |
| 2. 教育・保育給付認定について | ・・・P1 |
| 3. 保育必要量の認定について | ・・・P2 |
| 4. 市立保育所への入所について | ・・・P2 |
| 5. 入所申込のながれ | ・・・P3 |
| 6. 申込に必要な書類について | ・・・P4 |
| 7. 保育料について | ・・・P5～6 |
| 8. 保育関連事業について | ・・・P7 |
| 9. 利用申込に関するQ&A | ・・・P8～9 |
- 保育施設一覧表

受付窓口

〒787-0392 土佐清水市天神町1-1番2号
土佐清水市教育委員会 こども未来課 幼保支援係
電話：0880-87-9011

1. 保育施設について

保育施設は、保護者の就労等により家庭での保育が十分できない（保育の必要性が認められる）場合に、保護者に代わってお子さんを保育することを目的とする児童福祉施設です。

利用にあたっては、子ども・子育て支援新制度における教育・保育給付の申請を行い、認定を受ける必要があります。

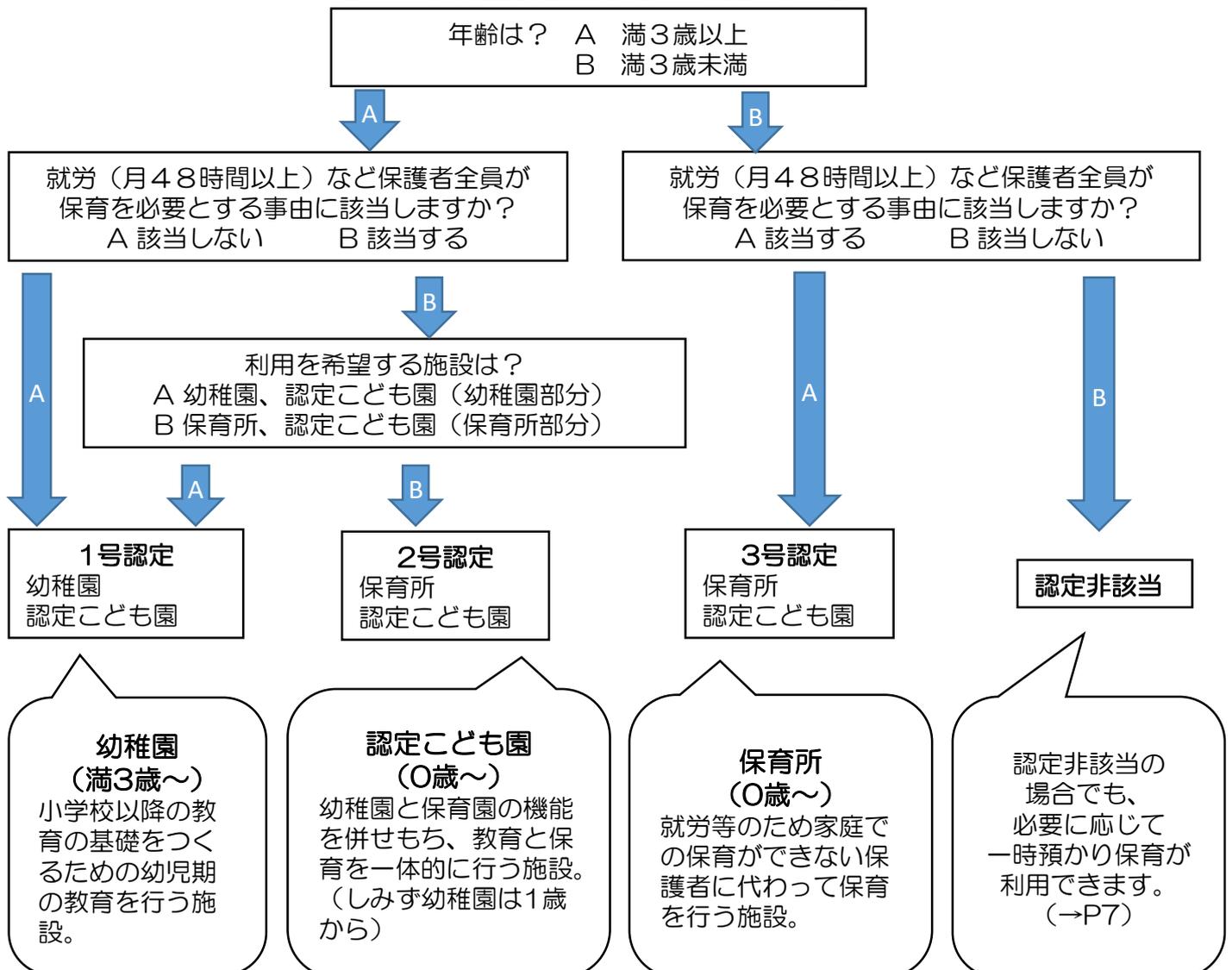
2. 教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定は保育施設等の入所申込みと同時に行い、保育の必要性を確認するための手続きです。年齢や希望施設によって次のとおりとなります。

認定区分	対 象	利用できる施設
1号認定	保育を必要としない(教育を希望する)満3歳以上の児童	幼稚園 認定こども園（教育部分）
2号認定	保育を必要とする満3歳以上の児童	保育所 認定こども園（保育部分）
3号認定	保育を必要とする満3歳未満の児童	保育所 認定こども園（保育部分）

※その他に幼児教育・保育無償化を受けるための認定として、「施設等利用給付認定」があります。この認定は、認定こども園の預かり保育利用者が対象となり、別途申請が必要です。

＜お子さんの支給認定区分をご確認ください＞



＜入所の要件＞

保育所に入所できる児童は、次の要件に該当する児童です。

- ①土佐清水市に住民登録をし、実際に生活をしている児童
(他市町村への保育所入所についてはご相談ください)
- ②保護者のいずれもが下記項目に該当し、日中家庭での保育ができない場合

- 1ヶ月に48時間以上の就労（パートタイム、夜間、自営業等を含む）
 - 妊娠・出産…（産前2ヶ月・産後2ヶ月の認定になります）
 - 保護者の疾病、障がい
 - 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - 災害復旧
 - 求職活動・起業準備…（3ヶ月間の認定となります）
 - 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
 - 虐待やDVのおそれがあること
 - 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要
 - その他、上記に類する状態として市長が認める場合
- 集団生活に慣れさせるため、家事・育児の軽減、幼児教育を目的とすることは入所理由にはなりません。

申込後(入所後)に家庭の状況、住所、連絡先、保育を必要とする理由、税額等に変更があった場合は速やかに届け出てください。

3. 保育必要量の認定について

(2・3号認定は、保育必要量により保育時間が異なります)

就労等の状況	区分	利用できる保育時間
就労時間が1ヶ月120時間以上 (1日7.5時間以上かつ月16日以上勤務)	保育標準時間 (※1)	一日最長11時間まで →各施設で異なりますのでP10をご確認ください。
就労時間が1ヶ月48時間以上 (1日3時間以上かつ月16日以上勤務)	保育短時間	一日最長8時間まで 平日：8時～16時（この時間以外を利用する場合は延長保育料が必要です） 土曜：8時～12時（土曜保育が必要な児童のみ）

※1 保育標準時間は仕事や通勤時間等を考慮し、最長11時間以内で必要な時間のみ保育所利用できるものです。全員が11時間の保育を利用できるものではありません。

4. 市立保育所への入所について

(1) おかまい保育

4月1日から入所式の日までの期間は、各家庭での保育をお願いしています。

(2) ならし保育

入所当初、多くの児童は環境の変化で不安定になります。保育所での生活に慣れるため、入所日から一週間程度はならし保育期間となり、お預かりは午前中のみとなります。

(3) 給食

主食（ごはん）を含めた完全給食です。

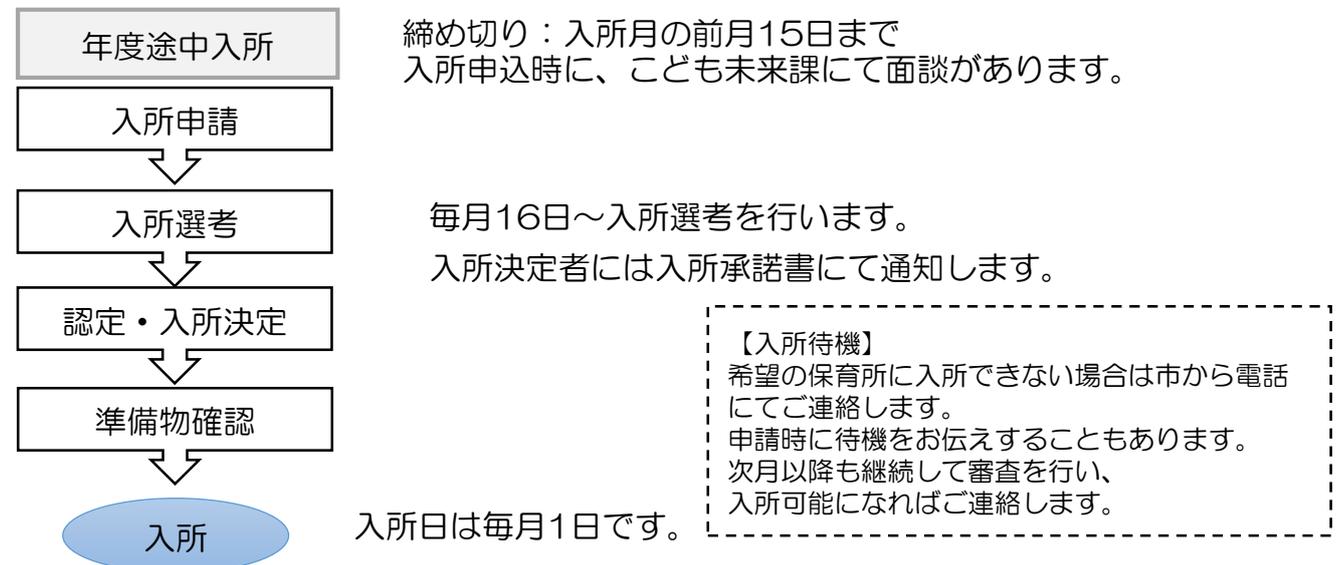
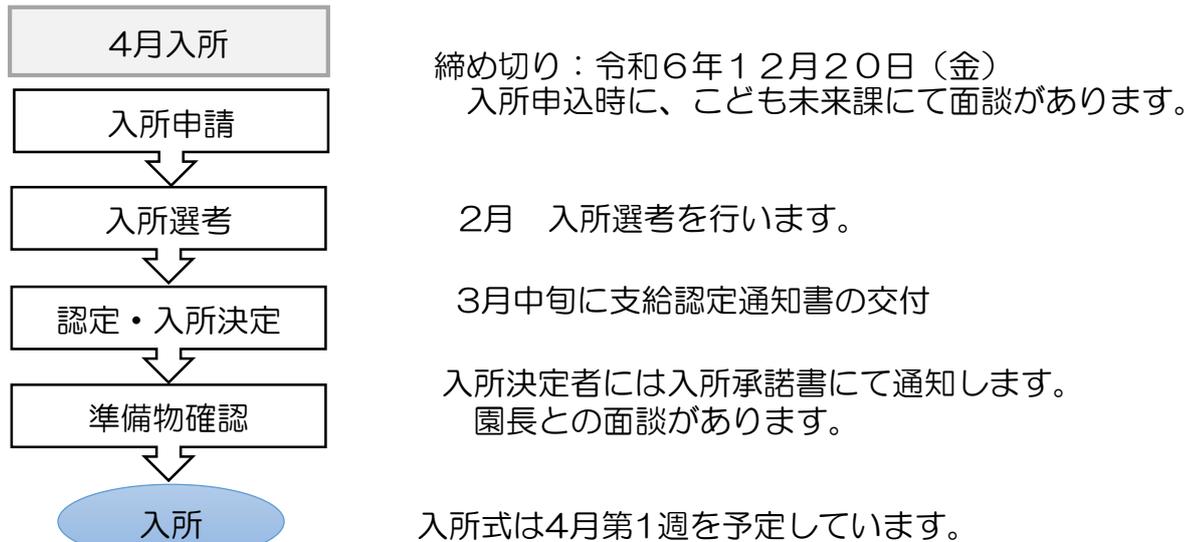
アレルギーがあり食事の除去が必要な場合は、入園までに医師の診断書を提出してください。食事制限や身体のこと等、ご心配な点がある場合は申込時に必ずお申し出ください。

(4) 災害共済給付制度

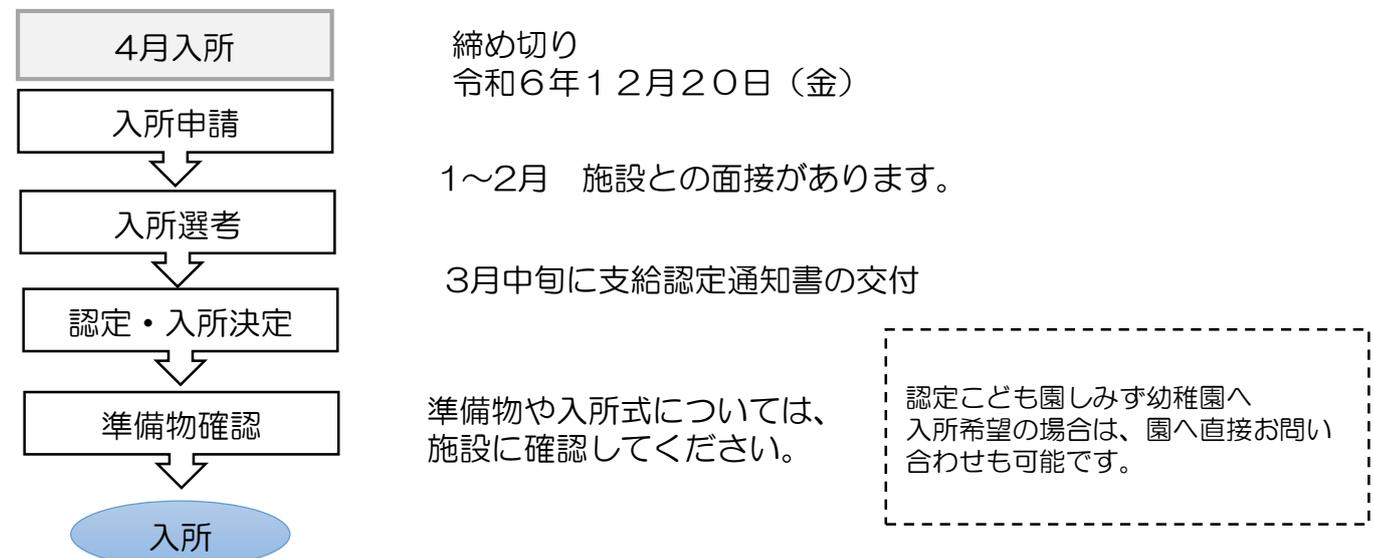
保育中の児童のケガや病気などに際し必要な医療費などの給付を行うため、入所児童全員が独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済に加入しています。

5. 入所申込のながれ

(1) 市立保育所2号・3号認定



(2) 認定こども園2号・3号認定（保育部分）



子ども・子育て支援法では、申請後30日以内に支給認定通知書を交付することとされています。
申請が集中し審査に時間を要した場合、認定証交付まで30日以上経過することをご了承願います。

6. 申込みに必要な書類について

(1) 必須書類

世帯分類	書類名
すべての世帯	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 (入所申込書) 児童1人につき1枚必要
ひとり親世帯	児童扶養手当証書等、ひとり親世帯とわかる書類
同一世帯内に障がいのある方がいる世帯	身体障害者手帳、療育手帳等
生活保護世帯	生活保護受給証明書
単身赴任等で保護者が市外在住の世帯	市外在住者の住民票

(2) 保育の必要な事由を証明する書類

(兄弟姉妹同時に入所申込する場合は1部で可)

保育の必要な事由	書類名
1 就労	就労証明書、 自営業・農業・漁業の場合は就労状況申告書
2 妊娠・出産	母子健康手帳の写し(保護者氏名、分娩予定日の記載箇所)
3 保護者の疾病等	申立書(疾病・負傷)
	診断書や身体障害者手帳等の写し
4 介護、看護	申立書(介護・看護)
	診断書や身体障害者手帳、介護保険証等の写し
5 災害復旧	申立書
	罹災証明書等
6 求職活動	求職活動に関する申立書
7 就学	申立書
	在学証明書の写しまたは学生証の写し
8 虐待・DV被害等	市で虐待・DVの事実を確認

*入所申込書と就労証明書、就労状況申告書、求職活動申立書は市役所ホームページにも掲載していますので、ダウンロードして使用可能です。

(3) 個人番号(マイナンバー)の確認できる書類と本人確認書類

個人番号制度により、保育施設等の利用申請の際には個人番号(マイナンバー)の記入が必須となっています。入所申込書には世帯員全員のご記入をお願いします。

入所申請に来られる際には、申請者(保護者の内いずれか)の個人番号がわかるものと、窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証等)を必ずご持参下さい。

本人確認書類をお持ちでないと申込書の受付ができませんのでご注意ください。

(4) 保育料を決定するための書類(該当する方のみ)

市外から転入された方等で、個人番号により市区町村民税額等が確認できない場合は、市区町村民税の所得課税証明書等のご提出をお願いすることがあります。

⇒詳しくは次ページをご覧ください。

7. 保育料について

◆保育料（保育所利用者負担金）の無償化

令和元年10月から国の幼児教育・保育の無償化が始まり、3～5歳児は所得に関係なく全員が無償となっておりましたが、令和5年4月から本市の単独事業として、本市に住所を有する方の幼稚園、保育所、認定こども園を利用する場合、0～2歳児についても所得に関係なく無償となりました。（※ただし、延長保育料等除く）

しかし、これまで通り、保育料の算定は行っており、保育料を算定するため世帯の所得状況が必要となります。

次の(1)～(3)に該当される方で個人番号により市区町村民税額等が確認できない場合、確認書類が必要となります。

(1) 令和6年1月1日・令和7年1月1日時点で土佐清水市以外に住民登録をしていた方

- ・市区町村民税所得課税証明書は、証明する年度の1月1日（令和6年度の証明の場合は令和6年1月1日）に居住していた市区町村で発行します。
- ・令和6年1月2日以降本市に転入された方は、令和6年度の「市区町民税の税額を確認できる書類」が必要です。
- ・令和7年1月2日以降本市に転入された方は、令和7年4月からの入園であれば令和6年度及び令和7年度、令和7年9月以降の入園であれば令和7年度の「市区町村民税の税額を確認できる書類」の提出が必要となります。（令和7年度の書類は令和7年6月以降の市区町村民税額確定後に御提出ください。）
- ・上記期間に住居地が土佐清水市であっても、勤務先の市町村等に税の申告をされている場合は課税資料の提出が必要になります。

＜市区町民税の税額を確認できる書類とは＞

- ①市区町民税が給与から引かれている方（会社員等）
「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」の写し。6月～7月頃に勤務先から届きます。
- ②市区町民税を納税通知書で直接納めている方
「市民税・県民税納税通知書」（1枚目）の写し。6月頃に市役所税務課から自宅へ郵送されます。
- ③上の書類が用意できない方
「市区町民税所得課税（非課税）証明書」
1月1日時点の住民登録があった市町村に請求してください。
- ④生活保護を受けていた世帯
「被保護証明書」を福祉事務所にて発行を受けてください。

(2) 税の申告をしていない方

市区町民税が未確定の方は、至急申告を済ませ、所得課税証明書等をこども未来課に提出してください。市区町村民税額が未確定の場合は認定が保留されます。

(3) 保護者が単身赴任している方

単身赴任で住民票の世帯が別であっても、実質的に同一生計の場合はその合計額により取り扱いますので所得課税証明等を添付してください。土佐清水市外に住所がある方は、備考欄に住所を記入してください。

◆令和7年度の保育料算定の切替時期

（年度途中の9月から新年度の税額で算定するため、保育料算定額が変更します）

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

令和6年度の市区町村民税額で決定

令和7年度の市区町村民税額で決定

8. 保育関連事業について

(1) 延長保育事業

保育短時間の認定を受けた児童で、利用可能な時間以外に保育が必要な場合は延長保育による対応となり、別途に利用料が必要です。

【延長保育時間】

- ・月曜日から土曜日まで 午前7時30分から午前8時まで
- ・月曜日から金曜日まで 午後4時から各園の閉園時間まで

【延長保育料】 口座振替にて納付

日額 200円（5日を超える場合は1,000円を限度額とする）

月額 1,000円

【利用申込】 利用希望の方は、事前に各保育所へお申込みください。

◆延長保育料の納付方法（市立保育所）

- ・延長保育料の納付は口座振替です。利用月の翌月末に口座振替が行われます。
口座振替日：毎月末日、12月は25日（休日の場合は翌営業日）
- ・口座振替は各月1回限りです。振替できなかった場合は、納付書等により金融機関または市役所で直接納めていただきます。

【取り扱い金融機関】

四国銀行、高知銀行、幡多信用金庫、高知信用金庫、高知県農協、西日本信漁連、ゆうちょ銀行

【納付書の取り扱い】

上記金融機関、市役所こども未来課、各市民センターにてお支払い可能です

※認定こども園の保育料等納付方法は直接施設へご確認ください

～ 滞納処分 ～

保育料は必ず納期限までにお支払いください。

保育料のお支払いがない場合、督促状や催告書の送付のほか、財産の差し押さえ等の滞納処分を行います。

未納の保育料がある方は、申し込み前にお支払いを済ませてください。

(2) 一時預かり保育

保護者の就労、傷病・入院等、または出産のための里帰り、その他の事由により家庭で児童の保育ができないときに、一時的にお預かりする事業です。

【対象者】

土佐清水市に居住している満1歳以上の就学前児童。

＊市外在住の場合も保護者の傷病・災害・事故・出産（里帰り出産）・入院等により一時的に保育が必要であれば利用できます。

【実施している保育園】

・きらら清水保育園（清水ヶ丘31-1 TEL0880-82-0002）

【利用できる日】

月～金曜日

（祝日・年末年始除く。行事等で受け入れできない場合もあります。）

【利用時間】

- ・午前半日利用 8:30～12:00
- ・午後半日利用 12:00～16:00
- ・一日利用 8:30～16:00

【利用料】

＊本市に住所を有している方の一時保育利用料は令和5年4月から無償となりました。

＊出産のための里帰り等、本市に住所を有していない方は、これまでどおり利用料金がかかります。

- ・午前または午後の半日利用 1,000円
- ・一日利用 2,000円

※認定こども園しみず幼稚園も（1）、（2）を実施しています。
詳細は園に直接お問い合わせください（TEL0880-82-0577）

(3) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

幼稚園・保育園に通っていない就学前の乳幼児がいる家庭を対象に、子育て情報の提供、親子の交流、育児相談等、地域の子育て支援の中心として支援を行っています。お気軽にご利用ください。

子育て支援センターどんぐりっこ（清水ヶ丘31-1 TEL0880-83-0033）

9. 利用申込に関するQ&A



A

令和5年度から本市に住所を有する方の認定こども園及び保育園の保育料は、無償となりました。詳しくはP7をご覧ください。

ただし、認定こども園、保育園での延長保育料や実費負担等が生じる場合があります。

Q1.

認定こども園と保育所どちらも保育料は無料ですか？

Q2.

保護者がともに就労している場合は、幼稚園は利用できませんか？

A

保護者がともに就労している等、2号認定を受けることができる場合であっても、幼稚園が第1希望の方は、1号認定を受けて幼稚園に入園することができます。標準時間を過ぎて施設を利用する場合は、一時預かりでの対応となります。

(土佐清水市では、しみず幼稚園)

A

保育標準時間に認定された場合でも、通常の保育時間(8時~16時)以外は、就労等の実態に合わせてご利用していただくようお願いします。

Q3.

保育標準時間に認定された場合は、時間いっぱい利用できますか？

Q4.

土曜日も平日と同様に利用できますか？

A

事前に申請が必要ですが、保護者のいずれもが就労等のため家庭で保育ができない場合は利用できます。

お仕事がお休みの方や、必ずしも利用が必要でない場合は、できるだけお子さまと一緒に過ごしてください。



Q5.

認定の有効期間は何年ですか？
有効期間の途中で認定事由に該当しなくなった場合は
どうなりますか？

A

教育認定の有効期間は3年間（小学校就学前まで）です。

保育認定の有効期間は3年間（2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日まで）を基本とし、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合はその時点までとします。

保育を必要とする事由が求職活動である場合は、90日を基本的な有効期間としますが、有効期間の経過後も引き続き求職活動により保育が必要な状況にあると認められる場合には、再度認定をすることができます。

Q6.

3号認定の子どもが満3歳になった場合、手続きは必要ですか。

A

満3歳になった時点で市で認定変更を行い、3号認定から2号認定になります。保護者の手続きは必要はありません。

* 認定こども園の園児が満3歳になったときは、翌年度から教育標準時間の利用に一時預かりを組み合わせることもできます。詳細は施設にご相談ください。

